

## 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和6年度実施状況調査票【資料編】

<b>目標Ⅰ</b>	<b>子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する</b>	
	(1) 子どもの権利に関する理解促進	1
	(2) 子どもの意見表明・参加の促進	2
	(3) 子どもの居場所・活動の充実	3
	(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	7
<b>目標Ⅱ</b>	<b>子どもを安心して産み育てるための支援を推進する</b>	
	(1) 子どもや家庭への医療・健康支援	9
	(2) 子育て家庭への支援	12
<b>目標Ⅲ</b>	<b>子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する</b>	
	(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	16
	(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	20
	(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援	21

<b>目標Ⅳ</b>	<b>若者の自立と社会参加を支援する</b>	
	(1) 若者の自立支援	22
	(2) 若者の参加支援	24
<b>目標Ⅴ</b>	<b>それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する</b>	
	(1) 状況に応じた支援	25
	(2) 相談体制の充実と情報発信	36
<b>目標Ⅵ</b>	<b>子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する</b>	
	(1) 地域の力の活用	40
	(2) 安全・安心な社会環境の整備	43
	(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり	46

(注釈)

- 重点事業は薄橙色で網掛け表示
- 新規事業は薄黄色で網掛け表示
- 終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度					
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」																					
(1) 子ども権利に関する理解促進																					
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類		リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施	リーフレット等を増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等)・動画等を作成	-	周知用パンフレット等の修正・配付	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、既存のパンフレットの内容を変更するとともに、「子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、小中学生の全児童・生徒に配付した。	B	引き続き、学習用パンフレットやマンガ版パンフレットの活用を周知し、子どもの権利の理解促進を図る。	周知用パンフレット等を通じた普及啓発、子どもの権利に関するPR動画の制作	区立小・中学校へのパンフレットやリーフレットの配付だけでなく、区内の私立学校に通う児童・生徒に対しても子どもの権利の大切さが普及するよう、私立学校に対して広報物の配布に関する働きかけを実施しました。	A	子どもの権利に関するパンフレットなどに加え、子どもの権利に関するPR動画などを効果的に活用することで、子どもから大人まで幅広い世代に向けて、子どもが持つ権利の大切さについて発信していきます。
			計画事業	2	「子ども月間」事業	子ども若者課	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	A	引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深めるための機会を引き続き創出することで、地域が一体となって子どもの権利を保障する気運を高めていきます。	①11月の子ども月間に、広報としまと行なうことミュージアムでふくろう相談室に関する周知を行うとともに、中央図書館で「子どもの権利」に関する特集展示を行い、広く普及啓発を行いました。 ②11月の子ども月間に、サンシャインシティ(プレーパーク)、子どもの権利条約フォーラム2024への出展を行い、子どもの権利について具体的に考えてもらう機会を作りました。	A
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課指導課	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) ②3回【5回】(30%) ③1回【2回】(50%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。その他全職員を対象としたe-ラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター・援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修だけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) ②2回【10回】(20%) ③3回【2回】(150%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①- i 子どもにかかわる施設職員対象に子どもの権利をテーマにした豊島区子ども研修を3回実施しています。「子どもの権利について I・II」「あそびの中に権利あり」(人材育成G) ①- ii 区職員を対象として、子どもの権利について学ぶ特別研修、ならびにeラーニングを実施しました。(権利擁護G) ②ファミリーサポートセンター・援助会員養成講座、区内で活動する団体や個人に対して講座を行うとしま出前講座において子どもの権利に関する講座を実施しました。(権利擁護G) ③- i 子ども研修のうち「子どもの権利について I」を区民参加の公開講座として実施しています。(人材育成G) ③- ii 地域で子どもに関わる機会が多い団体などに対して、子どもの権利を保障するために大人が果たす役割について理解を深めるための講座を2回実施しました。(権利擁護G) 指導課 人権教育研修はもちろん、年次研修や生活指導主任研修においても「子どもの権利」を話題にし、教員の人権意識を高めました。	B	引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深めるための機会を引き続き創出することで、地域が一体となって子どもの権利を保障する気運を高めていきます。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」に基づいた教育の推進を位置付ける。教員研修は継続して実施します。	
			計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	-	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】 ②CAPプログラム1校【1校】 指導課 5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員(区職員)の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利出張講座14校【14校】 指導課 14校【3校】	子ども若者課 子どもたちが自身や他者の持つ「子どもの権利」に関する理解を深めることを目的に、希望のあった学校のうち、11校で子どもの権利擁護委員を講師とする出張講座、3校で子どもの権利相談員を講師として授業を実施しました。CAPワークショップについては、令和6年度の実施希望がありませんでした。 指導課 子どもの権利擁護委員による出前授業を小・中学校において実施しました。	A	子どもの権利に関する理解がさらに深まることを目的に、希望のあった全ての学校において学習プログラムを実施します。また、授業以外の形で子どもの権利の普及啓発を行う形を検討していきます。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員による出前授業を実施します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度					
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な素材から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	実施園(2園/年)	-	継続実施	数値維持継続型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもへの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもへの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	
<b>(2) 子どもの意見表明・参加の促進</b>																					
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①17人【30人】(56.7%) ②2件【1件】(200%)	事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間中に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。子どもたちの意見を反映しやすいするため、6年度は第1回目の会議で各テーマの説明を区から行い、区の困りごとを理解したうえで検討したいテーマを決めます。夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。	①25人【30人】(83.3%) ②5件【1件】	事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間中に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。また、夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。7年度は、新たな試みとして、子どもの成長度合いに合わせ、円滑に議論を行いやすいよう中高生と小学生を別のグループに分けます。	
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数	-	30人	数値維持継続型	28人【30人】	事業の内容に合わせて「成果報告会with区長」と名前を変え12/16に開催しました。(立教大学主催)豊島区も大学で活動してきた内容を区長に発表し、子どもからの質問に区長がその場で回答する事業を実施しました。	B	立教大学内での実施が難しくなったことから、放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになりました。	-	放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになったため事業として終了しました。	終了		
			計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	利用者会議開催数	-	55回	数値上昇型	<中高生センター> 31回【34回】(91.2%) <子どもスキップ> 139回【144】	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1~2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> B 引き続き月1~2回開催し、日常イベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 利用者会議を全施設で2~3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	<中高生センター> 36回【36回】(100%) <子どもスキップ> 145回【144】(329.5%)	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1~2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> 引き続き月1~2回開催し、日常利用やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を全施設で2~3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。	計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	参加者数	-	160人	数値維持継続型	389人【250人】(155.6%)	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員会形式のゲームイベントを開催し、ワークショップでは地域の方へのゲームを行い、地域の方との交流を深め、中高生が活躍する場となりました。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、周知活動として広報としま掲載や高校・大学と連携し演奏する機会を設けました。	A	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員会のイベントを開催予定です。そこで地域の方に中高生を知ってもらい交流を深めることを目指します。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞の活動は引き続き地域と連携し、参加者増を目指します。公園緑地課と連携し、スラックラインを通じて地域の方と中高生が一緒に遊ぶ機会をつくります。	371人【300人】(124%)	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員会のイベントを開催し、地域の方に中高生を知ってもらい交流を深めることを目指します。また、近隣施設と連携を図り、地域の方と交流できる企画を実施していきます。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、地域の高校や福祉施設と連携し、演奏する機会を設けました。そのほか、区施設でのボランティア活動や、スラックライン事業で近隣住民との交流活動を実施しました。	A	<ジャンプ東池袋> 引き続き中高生実行委員会のイベントを開催し、地域の方に中高生を知ってもらい交流を深めることを目指します。また、近隣施設と連携を図り、地域の方と交流できる企画を実施していきます。	
			計画事業	10	青少年指導者養成事業	生涯学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップやフォロワーシップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数	-	10回	数値維持継続型	8回【10回】(80%)	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、ハッピーホリデーフラッシュアップとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくった。	B	子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォロワーシップを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図る。	8回【10回】(80%)	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、千早地域文化創造館で活動するサークル活動の見学や、ハッピーホリデーフラッシュアップとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくりました。	B	令和7年度からは「防災」をテーマに実施しています。子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォロワーシップを地域で発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図ります。	
			新規事業	新規	意見表明等支援事業	子育て支援課	豊島区児童相談所が関わる子どもの意見・意向の表明の仕組みの整備による子どもの最善の利益の実現を目的とする。	児童相談所の措置等の決定等のタイミングや、一時保護所等の生活場面等において、子どもの意見や意向を聞き、児童相談所やその他関係機関との連絡調整等を行う。	措置等決定時の意見表明支援の実施率(%)	-	100%	-	-	-	-	-	-	100%	里親や施設職員への説明による理解促進を図りつつ、意見表明支援員による子どもの意見表明の機会を確保した。	A	毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会に報告することで課題に対応していく。里親委託中や施設入所中の子ども、また、家庭復帰後の子どもへの意見形成支援と意見表明支援を進める。



具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	計画事業	18	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。(令和2年度より、「9月」に変更)	利用者数	-	440,000人(累計)	数値上昇型	115,422人【100,000人】	利用者：113,658人 イクバス活用等(園外保育)：1,764人 近隣小学校特別学級による種替え：2回 活用イベント：3件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めています。	113,040人【100,000人】	利用者：115,962人 イクバス活用等(園外保育)：1,593人 近隣小学校特別学級による種替え：2回 活用イベント：5件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めています。
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	重点事業	19	子どものための文化体験事業(計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」)	文化事業課 保育課	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがや ことばステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①事業見直しのためプログラム廃止 ②9回 参加者数562人【340人】(95%) ③2回 参加者数40人【30人】(83%) ④20回、515人【参加数 延べ500人】(114%) ⑤41回 参加者数1,168人【1,000人】(60%)	①～③においては、区内各所でアートに気軽に出来る機会を提供しました。また、マスク着用の緩和により、アーティストや俳優たちの表情から、言葉だけに頼らない作品や表現に触れることで、学校や日常では体験できない豊かな感受性を育む機会を与えることができました。 ④においては、区内保育園20園で身体表現と音楽のワークショップを実施しました。ワークショップでは普段の保育では見られない子どもたちの様々な表情が見られ、保育士にとっても表現の楽しさを伝える術を学べるなど、今後の保育の参考となる場を提供することができました。 ⑤においては、コロナの感染対策の緩和により、ワークショップの定員を増やし、多くの子どもとその家族にアートに親しむ機会を提供しました。また、アーティストや、参加者同士の交流機会となり、新しい出会いおよびアート体験を共有する楽しさを知るきっかけになりました。	B	①～③、⑤については、区内に住む、一人でも多くの子どもたちとその家族が、アートに触れる機会を提供するために、令和5年度よりも、実施回数、回数を増やしていきます。 ①～③については、ウェブサイトの日英対応など外国ルーツの子どもたちにも参加しやすいようにアクセスシビリティを整えています。 ④については、限られた園数の中でもできるだけ多くの保育園にワークショップを提供できるよう、実施園が偏ることないように選考の際に配慮します。 ⑤については、令和5年度よりも、新しいプログラムを4つ増やし、広報面の強化をすることで、新規の参加者層にアプローチしていきます。	①文化事業課所管、演劇公演については、R4をもって事業廃止。 ②12回 参加者数648人【587人】(110%) ③2回 参加者数47人【48人】(97%) ④保育課所管、保育園ワークショップについては、R5をもって事業廃止。 ⑤56回 参加者数1530人【1931人】(79%)	②、③の事業では、夏休み期間に区内で本物の文化を体験する機会を創出しています。鑑賞教室では、校庭など外で遊べない時間に、子どもスキップと区民ひろばを会場に、未就学児から小学生を対象に劇場ではない場所での演劇公演を展開しました。児童文学など身近なテーマを通じて、作品を鑑賞することで、子どもたちにとってかけがえのない時間を設けることができました。また③では、バンドマイマーによる、親子向けプログラムを行いました。言葉に頼らない親子のコミュニケーションを図ることや、外国籍や障害をもった子を含む誰もが楽しめるプログラムを展開することができました。⑤では未就学を対象に親子でアーティストとふれあうプログラムを1年を通して行っています。今年は予算増により事業数を増やし、昨年よりも多くの方に参加する機会を提供することができました。事業後は、アーティストや参加者が交流する時間を設けることで、文化を通じて日常の親御さんの悩みなどを聞く場にもなりました。	B	事業見直しにより、事業廃止。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
③活動・体験機 会の充実	子どもの体験機 会の充実を図りま す。	子どもが文化や芸 術、スポーツなど多 様な体験ができる 機会を提供しま す。	計画事業	20	次世代育成事業助 成	文化企画課	家庭や学校や習 い事とは別の場所 でアーティストや、 同世代の仲間た ちと一緒に楽しい 時間を過ごす中 で、創造力・表現 力・発想力・コミュ ニケーション力を磨 きながら、健やか な身体と感性豊 かな心を育む。	区内子どもたちが気軽に美術や音 楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、 親しみ場と機会を提供します。(とし ま未来文化財団助成事業)	体験プログラム数	-	6プログラム	数値上昇型	10プログラム 【10プログラム】	令和5年度は、多様な子ども たちが様々なアートに出会う「きっ かけ」を創出しました。まずは、親 と子のアートサロンとして、乳幼児と その保護者を対象とした音楽・美術 ・演劇と3種類のプログラムを 実施し、74組が参加しました。夏 休み期間には、区内の放課後の 居場所(学童)であるスキップで 身体表現ワークショップを5か所 で実施し、85名の子どもたちが参 加しました。令和3、4年と実施 したワークショップと比較すると参 加者数は減少しましたが、アー ティストと実際にコミュニケーション をとりながら体験するワークショップ に、どの子も大満足だったという施 設担当者の声が届いています。ま た、インリー型のワークショップ として電子工作とアクリル・リズム ・セッション・ワークショップの翌 日には、公演を実施することで、 体験でも鑑賞でも楽しめる機会 創出を作り出しました。平成22 年より実施している「こども日本舞 踊教室」には、想定以上に応募 者があり、当初16名定員を20名 定員で実施しました。そして、ク リスマスにあうすぼつとを活用した 舞台公演では、合計1,307名が 来場し、多くの子どもたちと保護 者の方が文化芸術を楽しむ場と なりました。最後に、どんな環境に 置いても文化体験機会を提供す るために公演招待事業も行い、 全5事業に計130人が参加しま した。	B	継続実施している「0・1・2のおもちゃ 箱」や「こども日本舞踊教室」など、引き 続き展開していきます。さらに、子供 たちが多様な文化芸術に触れる機会を、 令和5年度実施をブラッシュアップする形 で展開し、さらには障害者をもつ子ども たちにも参加できる場づくりをしていくこ とが今後の目標です。	11プログラム 【11プログラム】	前年度実施内容を引継ぎ「多様 な子どもたちが様々なアートに出 会う「きっかけ」となる場」づくりを テーマに実施しました。まずは、乳 幼児とその保護者を対象に、ア ートを通してコミュニケーションを目的 に実施した「0.1.2のおもちゃ箱」 を春夏期(音楽)と秋期(身 体表現)に開催。定員を大きく 上回る応募の中から計42組が参 加し、アートを通して子どもや他の 参加者とのコミュニケーションを場と なりました。夏休みには、子ども たちの創造性を引き出し自身の表 現を行う帽子づくりワークショップ 「ハット!キャップ大作戦!」と、親子 コンサートに連動した「エイサー体 験」のワークショップを実施。さらに 鑑賞型事業として、沖縄・石垣 島出身のアーティストを招聘して、 同じく沖縄出身のイラストレータ ーの絵とともに楽しむコンサート「お りー!おきなわサマー」を開催 し、ワークショップには57人の子 ども達が参加。コンサートには2公 演合計で316名が参加しました。 クリスマスには、昨年に引き続き、 パフォーミングカンパニーto R Mansionによる新作「Miracle Xmas Circus HYPER!!」を上 演。5公演合計で1,255名が来 場し、新しいサーカス公演を楽し みました。関連事業とし、ベイビ シアター「Miracle Xmas Circus BABY!!」(2回公演 計 44名)そして、サーカス体験がで きるワークショップ「Miracle Xmas Circus CHALLENGE!!」(2回公演 計79名)も同時に実施し、子 ども達は、新しい芸術体験に大いに 盛り上がっていました。毎年実施 している区内児童施設連携事業 では、影絵パフォーマンスを行う 「かかし座」による公演を区内4か 所のスキップで実施し、906名 の子ども達が参加。うち2施設では 手話通訳付き公演とし、区内に ある放課後等デイサービスを利用 しているろう児を招待しました。さ らに、恒例となっている「こども日本 舞踊教室」では、1・2年生、3 ～6年生の2チームに分かれて行 いました。	A	「アートを媒介としたコミュニティの創造」 「どんな環境にある子どもでもアートを体 験する場を創出する」アートに出会う きっかけづくりをテーマに、各事業を継 続・拡充して実施していきます。具体的 には「0.1.2のおもちゃ箱」は実施回数 や中身をブラッシュアップし、よりコミュニ ティ形成にフォーカスしたプログラムとする。 また、クリスマス公演では、パントマイム のカンパニーを招聘。手話通訳付回を設 ける事で、より多くの方に楽しんでいた ける公演づくりを目指します。
			計画事業	21	アトカル・マジカル学 園	文化デザイン課	親子や家族が アート・カルチャー に触れる機会を応 援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの 手法を使ったプログラム「マジカルヘン しん教室」、親子が同級生になって授 業を楽しむ「としまおやこ小学校」な ど、子育て世代を対象に、ワークショ ップや演技・演出など舞台芸術を体験 する事業を実施します。また、子育て 世代のアート体験をサポートする託 児所と子どものアート体験が合体した 「アート体験支援型託児 アートサ ポート児童館」を実施します。	プログラム提供日 数	-	『東京芸術祭』の 開催期間中、10 日間程度	数値維持継続型	未実施	東京都へ事業移管したため、区 の事業としては実施していません。	D	事業の実施予定はありません。			終了	事業の実施予定はありません。
			計画事業	22	図書館おはなし会・ 読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会 の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、 図書館でのおはなし会をはじめ、区 立保育園・幼稚園、小・中学校など を訪問、あるいは図書館に招待して の読み聞かせや、図書館利用の案 内などを実施します。また、読み聞か せボランティア育成のための講習会を 開催します。	おはなし会等、読 書普及企画の実 施	-	年1回以上	数値維持継続型	143回 【年50回以上】	A	読み聞かせボランティア人材バン クを活用し、区民ひろば20か所 でおはなし会を合計136回で実施 した。そのほか公民連携事業とし て西武池袋本店屋上やサンシャ インシティ絵本の森など図書館外 にて出張おはなし会を10回実 施、子ども達が本に触れる機会や 読書の楽しさを伝えた。	A	区民ひろば等における定期的な読み聞 かせボランティア活動を継続的に実施す る。「読み聞かせボランティア人材バン ク」の運用について団体の自立を含め 検討する。	196回 【年50回以上】 392%	令和6年度は読み聞かせボラン ティア養成講座を開催しボラン ティアの人材確保を進める傍ら、区 民ひろばのほかコロナ禍において 中止していた子どもスキップ等にお けるおはなし会を再開しました。ま たサンシャインシティ絵本の森でお はなし会を実施するなど、子ども 達がいろいろな場所で本と触れ合 うことができる機会を創出しまし た。	A

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	23	生涯スポーツ推進事業	生涯学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数	-	35事業	数値上昇型	21事業 [24事業 86%]	当初の事業計画に近い形で実施することができ、子ども、若者世代がスポーツに親しむ機会を提供することで、心身ともに健全な育成をはかるという目標に寄与することができた。	B	子ども、若者世代がスポーツに親しみ、また継続して楽しんでもらうことができるよう、今後も事業の継続と充実を図る。	23事業 [24事業 96%]	前年度から新規で2事業を実施しました。子ども、若者世代がスポーツに親しむ機会を提供することで、心身ともに健全な育成をはかるという目標に寄与することができました。	B	引き継ぎ子ども・若者世代を中心に誰もがスポーツに親しむことができるよう事業の継続と充実を図ります。
			計画事業	15	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	子どもたちが自由に豊かな体験ができる機会を充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	出張プレーパーク実施回数	-	20回	数値上昇型	9回 [10回]	保育園や区民ひろば、公園のほか、地域のイベントでも出張プレーパークを実施し、多くの子ども達に段ボール遊びやどろんこ遊び、シャボン玉遊びなど、様々な遊びの機会を提供しました。	B	常設プレーパークから離れた地域でもプレーパークを体験できるように、区内の各地域で出張プレーパークを実施します。園庭のない保育園や近隣の保育園、地域の親子連れが多く利用できるように公園を中心に実施します。	6回 [20回] (30%)	区内の公園の実施回数を増やし、近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらえました。	B	主に公園などの多くの子どもが利用できる場所を実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにし、これまで実施したことのない地域での開催を検討します。
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもに学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①22回 [64回] (34%) ②305人 [1,391人] (22%)	新型コロナウイルス感染症が収束したため、以前のように対面学習の子どもへの参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したため、徐々に従来通りの対面での学習会を開催を増やしていきけるよう努めます。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場について行けるような仕組みづくりに取り組んでいきます。	①25回 [65回] (38%) ②315人 [1,400人] (23%)	コミュニティソーシャルワーカーが中心に活動するのではなく、地域住民が主体となって学習支援活動を実施していく仕組みに移行していくことを踏まえ、昨年度と同数の学習支援活動を実施しました。	C	コミュニティソーシャルワーカーが実施する学習支援活動については、としま子ども学習支援ネットワーク(とこネット)へ引き継ぎ参画し、支援を必要とする子どもをつなげていきます。また、地域のニーズや同地域で行われている他団体の活動状況などを確認し、地域団体に移行できる場合は、随時移行していくとともに、活動団体に対し、必要に応じて学習支援活動の運営をサポートしていきます。
			計画事業	25	としま未来塾	放課後対策課	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋げます。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	-	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行う。	-	中学校8校の生徒を対象として区内3か所実施 年33日(130回) 夏季休業中の平日3日(6回) 延べ参加者数455人 【中学校8校の生徒を対象】	A	定例の土曜日教室3か所に加え、平日の開催を検討 学習面とサードプレイスを兼ね備えた事業として広く周知し、中学生にとって使いやすい放課後の居場所として検討を進める。	中学校8校の生徒を対象として区内4か所実施 年83日(139回) 夏季休業中の平日4日(6回) 延べ参加者数594人 【中学校8校の生徒を対象】	従来の「土曜教室」に加え、令和6年5月から学習院大学と連携し、学習院大学のキャンパスで、同大学の学生ボランティアによる「水曜教室」を開催し、中学生の放課後の居場所を拡大しました。	A	引き続き「土曜教室」を実施していくとともに、「水曜教室」の拡大を検討していきます。	
			計画事業	26	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援チューターを配置する校数	-	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置した。 【1校平均実施時間：小学校年間60時間、中学校年間90時間】	数値維持継続型	小学校 年間349時間(16時間/校) 中学校 年間335時間(42時間/校) 配置した。	B	今後も活用を継続する。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。 【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	小学校 年間373.5時間(17時間/校) 中学校 年間469時間(59時間/校) 配置しました。	B	今後も活用を継続します。	
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	-	100%	数値維持継続型	100% [100%]	A	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。安定した居場所としていきたい。	100% [100%]	毎週固定した学習支援員を配置し、個別対応ができる体制を確立させた。外部試験(模試、漢検、英検)を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持っていく。	A	学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。参加児童たちにとっての安心できる居場所としていきたい。
計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催数	-	12回	数値維持継続型	12回 [12回]	B	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	12回 [12回] (100%)	効率面等を重視し主にオンラインにて開催、半年に一度対面にて開催しました。	A	引き続きオンラインでの開催を続けつつ、定期的に対面での開催を行い、団体間、および区と団体での情報共有、意見交換の場を維持していきます。				

具体的な取組			事業の概要						目標管理																							
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度																
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)												
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済																																
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回		①ー ①【2回(毎年度回数を維持)】 ②40回 ③【30回】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①2回【2回】(100%) ②43回【40回】(107.5%)	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげた。ヤングケアラーの周知については、依頼のあった保育園やジャンプで実施。	A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についてマニュアル、映像等を教材とした職員研修を実施する。	①2回【2回】(100%) ②38回【40回】(95%)	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応を図りました。大学の学生や小学校の児童保護者向けにも実施し、またヤングケアラーの啓発には、2種の映像教材を活用しました。	A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげます。ヤングケアラー支援についてはマニュアルを作成し、研修内容の充実を図ります。											
			重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% ②中学校 90.2% ③職層に応じ年3回実施	①小学校 100% ②中学校 100% ③職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校80.0% ②中学校90.9%【100%】(80%) ③職層に応じ年3回実施【年3回】(100%)	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施(3回)をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データ及び令和5年度に作成した提示用いじめ防止対策表を活用し、子どもスクラブをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協体制を強化する。	①小学校77.5% ②中学校63.3%【100%】(70%) ③職層に応じ年4回実施【年3回】(133%)	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施(4回)をしました。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をしました。	B	令和6年度に策定した「いじめ重大事態調査報告書を受けた再発防止策」を基に研修を実施します。また、いじめに関する授業の実践やアサーショントレーニングを取り入れた児童生徒の良好な関係づくり等を行うなど、いじめの未然防止に重点を置いた取組を推進します。												
			新規事業	新規	子どもに関わる職にある者のサービスの厳正	指導課	子どもたちが安心して学習・生活に取り組みめるために、子どもに関わる職にある者の日常的な綱紀粛正を図る。	指導課から「サービスニューズレターメール」を学校管理職、教員にとどまらず、放課後対策事業等、児童生徒に関わる人員を含めて定期的に配信する。	サービス事故の発生を防止する。	0件				①数値維持継続型	2件【0件】	初任者研修において、サービス事故防止をテーマに研修を行った。学校で学期ごとに研修を実施した。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図る。	3件【0件】	初任者研修において、サービス事故防止をテーマに研修を行いました。学校で学期ごとに研修を実施しました。全教員を対象に暴力性に関する研修を行いました。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図ります。										
			計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	85名				数値維持継続型	120名【100名】	企業と共催で「ネットゲムが子どもたちの心と体にもたらす影響」という内容で実施。親子での参加が複数見られた。	A	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	115名【85名】	2回の区民公演会を実施しました。内容について、児童虐待防止は「親子のアンガーマネジメント」、ヤングケアラーについては「あなたの隣にもヤングケアラーが」というテーマを取り上げました。	A	7年度以降も児童虐待防止とヤングケアラー、2種の区民講演会を実施し区民への周知・啓発、児童虐待の早期発見と予防につなげます。										
			計画事業	32	ごんには赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	100.0%				数値維持継続型	96.2%【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳児全戸訪問)を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して子育て応援ギフト(電子クーポン)を配布するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎてても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、必要に応じて妊娠前から関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。	100%【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳児全戸訪問)を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して妊婦のための支援供給を案内するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎてても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	A	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、ごども家庭センターとして妊娠前から関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。										
			計画事業	33	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	4,000件				数値上昇型	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えています。	3,613件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組みました。訪問件数減少の理由はバーステータサポート事業の申込者の増加に伴い利用促進のための訪問を実施しなかったためです。	B	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えています。										
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	100日				数値維持継続型	92日【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接を(意志表明のできる年齢)を行い、子の意見を積極的にとり入れた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援が必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	188日【188%】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接を(意志表明のできる年齢)を行い、子の意見を積極的にとり入れた。ショートケアを経て、母子生活支援施設本入所につながったケースもあった。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見守りを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援が必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていきます。										

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
①児童虐待防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	-	1団体	数値維持継続型	1団体 [1団体]	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビーター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていく。	1団体 [1団体]	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビーター養成や訪問事業実施等の費用を助成しました。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていきます。
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数 (全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	A	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置しました。さらに、各校1名配置から、3校は派遣人数・回数を2倍に、1校は3倍に増加しました。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をします。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	(全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	30校 【30校】 (100%)	A	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回(30校×3時間×35回)巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	30校 【30校】 (100%)	・SSW10名を中学校区(中学校及び隣接する小学校)毎に配置し、年間1,237回(30校×毎週3時間)各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒を早期発見し、学校、福祉・医療関係機関と連携し、ケースに応じた支援を行い環境の改善を図った。 ・SSW資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間368時間実施した。 ・SSWと、令和6年4月より中学校3校に区独自に配置された不登校対策支援員による連携支援を開始した。	A	・SSW10名を中学校区(中学校及び隣接する小学校)毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策モデルに、小学校への学校巡回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②- 【②50件】	①- ②数値上昇型	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキャップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	①子どもの権利侵害を防ぐための相談室の運営、普及・啓発。 ②39件 【50件】 (78%)	子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員をはじめ、関係機関と連携しながら子どもの権利侵害に関する相談に対応し、権利の救済や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持ってもらうため、小・中学生の意見を聞きながら、「ふくろう相談室」という愛称を決定しました。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談に対応するとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげるため、アウトリーチなどにも力を入れていきます。
			重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子ども若者課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	5件	20件 【10件】	数値上昇型	28件 【25件】	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件 【30件】 (195%)	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めています。	
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営	児童相談課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	-	-	-	-	-	A	虐待相談及び困難ケースへの対応力向上のため、都区主催の専門研修受講を奨励するとともに、所内監督職による所内研修・OJTを、5年度に新規策定した「ケース対応の危機管理マニュアル」も活用しながら実施した。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き高度な専門性を備えた職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	-	一時保護時及び児童福祉施設等への入退所時、全児童から意見聴取等措置を実施した。また、6月より第三者機関による、一時保護中児童へのアドボケートを開始した。一時保護時の司法審査に対応するため、令和7年度から職員の増員を行い課内体制を整備した。また、国のマニュアルを元に業務フローや各種様式を作成するとともに、実際に保護請求に必要な書類の作成、準備までのシミュレーションを実施した。	A	引き続き、意見聴取等措置を行うとともに、意見表明支援員との情報共有を行い、子どもの権利擁護に向けた取組を進める。また、児童福祉法の改正やこども性暴力防止法へ適切に対応するため、制度理解及び運用検討を行う。合わせて、児童相談体制の強化を目的とした都区連携強化にも取り組み、業務の平準化をはじめ、共同による人材育成や人材交流について検討を進めていく。

具体的な取組			事業の概要							目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度					
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子ども対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	-	-	-	-	17件(電話9件、対面8件)…作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は9件)。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開(相談件数は8件)	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。	13件(電話11、対面2件)…作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました(相談件数は11件)。	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。
			計画事業	42	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	登録相談者数	-	250人	数値上昇型	441人【350人】	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカートを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ(アシスとはなし)による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りを努める。	321人【400人】(80%)	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布しました。また卒業時には、小6、中3生にアシスカートを配布、区内デジタルサイネージで放映するなど啓発活動を行ったものの、令和6年度は目標値よりも約80人少ない相談者数となりました。前年度は特別相談者が多く441人だったため目標を高めめに設定していましたがこれに届かず、一昨年と同様の相談者数となりました。	B	区立小中学校でのみの啓発活動ではなく、専門学校、高等学校、区民ひろば、子ども食堂等での周知、アウトリーチ活動を強化します。相談内容は複雑化、複合化し多岐にわたります。相談者数だけでは成果を確認することが困難であるため、新計画では相談者数に加え、支援回数を評価の指標に追加します。	
			計画事業	43	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0~18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	機関連携数	-	500件	数値上昇型	553件【480件】	3機関連携会議を活用しつつ保健所、保育園等関係機関と連携し、ケース対応支援にあたった。	A	3機関連携会議を活用しさらに他機関との連携を図り虐待の予防に努める。	783件【500件】	三機関連携会議と併行し合同会議を開催し、予防の部分での連携の強化を図りました。	A	引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に取り組みます。	
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受けられる環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族にすることなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	-	4件	数値上昇型	26件【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加した。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努める。	15件【4件】	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努めます。子どもの権利ノートに「児童福祉審議会へ意見表明の相談先」として記載します。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努めます。子どもの権利ノートに「児童福祉審議会へ意見表明の相談先」として記載します。	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	-	14,000件	数値上昇型	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	

目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」

(1) 子どもや家庭への医療・健康促進

①妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。	重点事業	46	ゆりかご・としま事業	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)」と「おめでとう面接(初めての子育て、赤ちゃんとの授け方等の相談)」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%	①68% →90%に変更【①70.0%】 ②74% 【②80.0%】	①数値上昇型 ②数値上昇型	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援グッズと出産応援ギフト(電子クーポン)を配付しました。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を実施しました。	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目ない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行います。	健康推進課 89.5%【90%】 子育て支援課 ②60.1%【80%】 達成度75.1%	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援ギフト(電子クーポン)を配付しました。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行いました。	B	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目ない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②令和6年度をもって事業終了しました。
			計画事業	47	妊婦健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	出産にかかる経済的負担を軽減し、妊婦が安心して出産できるように支援を行います。	妊婦の健康保持増進を図るため、1回の妊娠につき妊婦健康診査受診票(14枚)・超音波受診票・子宮頸がん検診受診票を交付し、健診の公費助成を実施します。	初回検査実施率	-	95.0%	数値維持継続型	92.7%【95%】	転入者も含めすべての妊婦が健診を実施できるように受診票を交付しました。	B	多胎妊婦に対する追加5回分の妊婦健診受診費用、及び低所得の妊婦の初回産科受診料(産科医療機関において実施する妊婦の判定に要する費用)の償還払いを開始します。	92.6%【95%】	ゆりかご面接等で個々の妊婦の状況を把握し、多胎妊婦に対する追加5回分の妊婦健診受診費用、及び低所得の妊婦の初回産科受診料の償還払いについて、対象者に周知しました。	B